入　札　参　加　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

郡山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　業務委託名　第九次郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

２　施行場所　郡山市が指定する場所

３　添付書類

(1) 平成29年４月１日から公告の日までの間に、老人福祉法（昭和38年７月11日法律第133号）第20条の８に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」の策定支援等の業務実績が２回以上あることが確認できる資料。（契約書等の写し及び履行内容・規模等が確認できる書類（仕様書又は図面等、競争参加資格条件となっている内容が明らかなもの）を必ず添付すること。）

なお、策定支援等の業務実績とは、元請として、同一市町村の同一計画期間内の基礎調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査に係る集計・分析)及び計画策定支援についての契約を締結し、完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。

※裏面あり

（裏面）

(2) 配置予定業務責任者・資格保有者調書

(3) 受託者との雇用関係が確認できる書類（保険証の写し等）※配置予定業務

　責任者のみ

(4) 専門社会調査士又は専門統計調査士の資格保有者の資格者証（更新があれば

最新のもの）　※配置予定資格保有者のみ

(5) ISMS及びプライバシーマークの認定を受けていることが確認できる資料

当社の入札に参加することができる者の資格については、次のとおりです。

※全項目について「はい」「いいえ」の欄のいずれかに○を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 資　　　　　格 |
|  |  | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者である。 |
|  |  | 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年４月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。 |
|  |  | 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。 |
|  |  | 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。 |
|  |  | 平成29年４月１日から公告の日までの間に、老人福祉法（昭和38年７月11日法律第133号）第20条の８に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」の策定支援等の業務実績が２回以上あること。  なお、策定支援等の業務実績とは、元請として、同一市町村の同一計画期間内の基礎調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査に係る集計・分析)及び計画策定支援についての契約を締結し、完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。 |
|  |  | 前号の業務の実務経験を1回以上有している者を業務責任者として配置することができ、かつ、当該業務責任者は、公告の日以前に３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。  また、統計調査における資格である専門社会調査士又は専門統計調査士の資格保有者を実施体制に配置することができること。 |
|  |  | 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプライバシーマークの認定を受けている者であること。 |
|  |  | 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。 |

地方自治法施行令

　第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般

　　競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

　　一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

　一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

　二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価

　　　格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

　三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

　四 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり

職員の職務の執行を妨げたとき

　五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

　六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求　　　を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

　七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき